

◆電磁石銃の無償引取りについて◆

電磁石銃は、銃刀法改正の施行後（令和 7 年 3 月 1 日）、適法に所持許可を受けた者を除き、原則として所持が禁止されます。

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和 7 年 9 月 1 日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！

【無償で処分します】

電磁石銃を所持している方は、警察署において無償で引取りを行っていますので、最寄りの警察署へご相談ください。

※ 引取り期間 令和 7 年 8 月 3 1 日まで